

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第10回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成22年7月29日（木） 10:00～10:57

於、第3特別会議室（11階）

第2 出席した委員（敬称略）

牛尾 陽子、梶川 融、古賀 伸明、篠崎 悦子、篠塚 勝正、杉山 武彦、
高橋 温、田尻 嗣夫、野並 直文、三村 優美子、米澤 康博（以上11名）

第3 出席した関係職員等

福岡 徹（郵政行政部長）、菊池 昌克（郵政行政部企画課長）、
徳光 歩（郵政行政部企画課調査官）、緒方 康裕（検査監理室長）、
吉田 宏平（郵便課調査官）、山中 直弘（国際企画室課長補佐）、
田尻 信行（貯金保険課長）、神山 敬次（信書便事業課長）、
岡田 寿夫（情報流通行政局総務課課長補佐）（事務局）

4 議題

諮問事項

- (1) 特殊切手「動物愛護週間制定60周年記念（寄附金付）」に付加された寄附金の配分
団体等の認可
- (2) 特定信書便事業の許可及び事業計画の変更の認可、信書便約款の設定及び変更の認
可並びに信書便管理規程の設定及び変更の認可

開 会

○事務局 定刻になりましたが、開催の前に事務局のほうから1点お願いがございます。ご発言の際には、この前にございますマイク、お手元の青いボタンをお押しいただいてからご発言のほうをお願いいたします。青いボタンを押していただきますと、マイクがこのように赤く点滅いたします。

ご発言が終わりましたらば、もう一度同じ青いボタンを押していただいて、スイッチをお切りくださるようお願いいたします。

それでは、分科会長、よろしくをお願いいたします。

○田尻分科会長 それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会の第10回会合を開催いたします。

本日は委員16名のうち、11名の委員がご出席いただいておりますので、定足数を満たしております。

また本日の会議は、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規定によりまして、一部非公開で行わせていただきます。従いまして、傍聴者の方々には恐縮でございますが、非公開とする議題が始まります前に、ご退室いただくこととなりますので、あらかじめご了解いただきたいと存じます。

それでは、まず会議に先立ちまして、先般総務省におかれましては人事異動があったという報告を受けておりますので、異動された方々、ごあいさつを順次お願いを申し上げます。

○福岡郵政行政部長 ありがとうございます。

今お話がございましたように、一昨日27日付で総務省内で人事異動がございました。私はこのたび、前任にかわりまして郵政行政部長に就任いたしました福岡と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

郵政行政分科会の先生方におかれましては、これまでも郵便約款の認可でございますとか、信書便事業者の参入の許可などに当たりまして、いろいろとご指導を賜っております。改めて厚く御礼を申し上げる次第でございます。どうか、今後も引き続き一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

せっかくの機会でございますので、一言ではございますが、郵政事業、日本郵政を取り巻く状況につきまして、あるいは当省としての取り組みにつきまして、簡単に申し上げたいと思います。

まず、ご案内のとおり、現在日本郵政グループは、度重なる不祥事、あるいは事故といったようなことで、国民の信頼を失いかねない状況にあるのではないかと、危惧を持っているところでございます。今月初の7月1日のJPエクスプレスとの統合に伴います、ゆうパックの遅配事故、あるいは郵便局会社や金融2社におけます個人情報の流出、あるいは最近のゆうちょ銀行のシステムトラブルといった、国民、利用者の方々にご迷惑をおかけするような事故が、残念ながら連続している状況でございます。

このゆうパックの遅配事故に関しましては、現在、既に総務省といたしましては、郵便事業会社のほうに報告を求めているところでございまして、今月末でございますので明日にでも報告結果が出てくることになってございます。それからガバナンス全般につきましても、現在、日本郵政に対しまして、総務省のほうから、ガバナンスの強化をどのように考えているのか、あるいは改善策はあるのかといったようなことを、投げかけておりまして、こちらのほうは8月末に提出されることになっております。私ども当省といたしましても、こうい

った報告を受けまして、国民、利用者の方々が、安心して郵政サービスを利用していただけますよう、どのような取り組みができるのか、日本郵政とともに考えていきたいと思っております。

それからもう1点、郵政改革でございますが、これもご案内のとおり、先の通常国会におきましては、郵政改革関連法案は最終的に廃案ということになりました。今後でございますけれども、9月にも予想されます臨時国会への提出に向けまして、今、内閣の郵政改革推進室とも連携、協力いたしまして準備を進めているところでございます。申し上げるまでもなく、郵政改革の目的でございますけれども、現在の郵政民営化の問題点を解消することによりまして、国民共有の郵便ネットワークが将来にわたり維持できるよう、また国民、利用者の方々が郵便局を通じて、郵便、貯金、保険のサービスを一体的に利用できる体制を整えるということが趣旨でございます。

また、今後国会提出されれば、委員の先生方にもご説明をさせていただきたいと考えておりますけれども、今後とも引き続き郵政行政に対しまして、ご理解とご指導を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単でございますが、あいさつに代えさせていただきたいと思っております。

なお、もう1名、先日の人事異動で郵便課調査官の瀬戸が吉田に交代しておりますので、吉田のほうから一言ごあいさつをさせていただきます。

○吉田郵便課調査官 27日付で郵便課の調査官を拝命いたしました吉田と申します。よろしく願いいたします。

○田尻分科会長 ありがとうございます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。本日の案件は諮問事項が2件でございます。

最初のものでございますが、諮問第1040号、特殊切手「動物愛護週間制定60周年記念（寄附金付）」に付加された寄附金の配分団体等の認可に関しましての案件でございます。

まず、総務省からご説明をお願いいたします。

○吉田郵便課調査官 改めまして、郵便課の調査官の吉田でございます。この資料に従って説明を申し上げます。

1ページめくっていただきまして、特殊切手「動物愛護週間制定60周年記念（寄附金付）」の発行についてということでございます。動物愛護週間については委員の先生の皆様方、ご存じの方もいらっしゃると思っておりますけれども、毎年9月20日から26日まで定められておりまして、これは動物の愛護及び管理に関する法律というもので決められております。

この法律が、昭和24年、1949年に制定されて、昨年、平成21年で制定60周年を迎えたということで、愛護週間の直前、平成21年の9月18日から今年の3月17日までの半年間、額面50円、寄附金5円の、売価55円で販売したものです。今、見本を順次回しておりますので、ごらんになっていただければと思います。

次のページをめくっていただきまして、動物愛護週間制定60周年の切手でございますけれども、発行枚数1,000万枚発行したうちの847万枚が販売されました。この販売率84.7%というのは、寄附金の切手としては、70から90%ぐらいで推移しているものが多うございますけれども、最近では平成15年、16年にキトラ古墳ですとか、愛知万博の関係で寄附金付切手が出されたときには30%から50%の販売率でございましたので、再

び従来のパーセンテージに大体戻ってきたものと見ております。

この847万枚ですけれども、1枚当たりが5円ですので掛け算をいたしまして、受け入れの寄附金額は4,234万円ということで、そこから経費——寄附金の集計事務ですとか、配分金の交付とか使途の監査、旅費等も含まれますけれども——に関する費用を除いた4,167万円を配分するという形になっております。

この寄附金の配分でございますけれども、めくっていただきまして5ページ目をごらんになっていただきます。そもそもこの配分のスキームは、お年玉付年賀葉書等に関する法律で決まっているスキームを踏襲しているものでございまして、その法律の第5条のところで、寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的とするということで、一号から十号まで、社会福祉の増進を目的とするもの、風水害、震災等非常災害による被災者の救助またはこれらの災害の予防を行う事業等々、こういった公益的な目的にまさにかかわる事業に対して、その実施に必要な費用に充てることを目的とするということが定められております。この法律の第7条のところで、その下にございましてけれども、会社が配分すべき額を決定するという事になってございまして、これを総務大臣が認可するという形になっております。

もとの資料の2ページに戻っていただきます。ごらんになっていただきました10号、10分野の対象事業のうち、今回は上がってきたものを審査いたしますと、4つの分野、社会福祉の増進を目的とする事業、風水害、震災等非常災害による被災者の救助を行う事業、それから青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業、地球環境の保全を図るために行う事業ということで、それぞれ補助犬の育成ですとか不妊去勢手術、それから救助犬の育成事業ですとか、あるいは③でいいますと子供たちへの啓発推進事業、④ですと絶滅危惧種、チンパンジーでございますけれども、保護を目的とした事業といったものに対して申請が出てまいりました。

もう1ページめくっていただきまして、申請及び配分の概要ですけれども、全部で65団体、1億6,039万円分の申請がございました。そのうちに郵便事業会社のほうの有識者委員会というところで、もともと動物愛護週間ということで環境省から郵便事業会社に要請があって、それで発行が決められたものでございましてけれども、環境省とも相談の上、24団体、4,167万円の配分ということになりました。

配分の特徴でございますけれども、(4)のところの審査基準①、②、③、④という観点から行われました。審査委員からは、「個人の趣味・嗜好にすぎなかったペット飼育について社会的な管理が必要——遺棄されたペットですとか、まさに野良犬化してしまったものに対してどうするのかというようなことが問題となっている。」「ICチップの埋め込みですとか、飼い主に対する啓発活動、地域猫運動など、迷い犬、猫などを出す原因を絶とうとする対策は社会的な必要性が高いということで審査の対象になった。」あるいは「里親制度とか動物のシェルターの建設なども助成効果が高いと考えた。」あとは「震災時のペット保護、高齢者の飼育するペットの保護など、動物愛護の基本的な仕組みづくりも大切な視点であると考えた。」「野生動物の生息環境などに働きかけることで、すみ分け、共生を目指す対策なども必要な事業であると考えた。」ということで、24団体が決まったということでございます。

縦の資料10-1をごらんになっていただければと思いますけれども、このうちの後ろの

ほうに別添資料がございまして、総務大臣あての認可申請書がございまして。それを1ページめくっていただきまして、表になってございますけれども、平成22年度特殊切手に付加された寄附金の配分団体及び配分額についてということで、①から②、⑦、それから⑩、先ほど申し上げた4つの分類でございましてけれども、それぞれについてここに掲げられたような団体に対して、一番右の欄にある配分額を配分するというところでございます。

これに対して、総務省としての審査でございましてけれども、先ほどごらんになっていただきました法律、それから政令、施行規則に基づいて、審査結果としてどういったものがあるかということを書きましたのが、先ほどの本体資料に戻っていただきまして4ページ目でございます。それぞれの項目、認可申請書に記載する事項及び申請書に添付する書類について、5ページ目に入りまして、寄附金を配分すべき団体について、6ページ目に入りまして、団体ごとに配分すべき額、それはもちろん先ほど申し上げた控除する費用、取りまとめにかかる費用ですとか監査に関する費用も含めましてですけれども、それも含めて配分団体ごとの配分すべき額。それから次の7ページ目でございますけれども、配分団体が守らなければならない事項、用途についての監査に関する事項。これらについて審査した結果、すべて適当と認められたので、認可をしたいと考えまして、今回諮問をお願いしたということでございます。

説明は以上でございます。

○田尻分科会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたら、どうぞご遠慮なくご発言いただければと存じます。どうぞ。

○古賀委員 今の60周年記念の配分については、異論はございません。ただ参考までに、動物愛護週間制定60周年記念の特殊切手を発行したわけですが、60周年という節目の年なので発行したのか、あるいはこれまでも、例えば20周年とか50周年とか40周年とか、周年記念ということで発行しているのかどうか、そして、もしやっていたら、それはどういうところに寄附されたのかということが、おわかりであれば、参考までにお聞かせを願いたいと思います。

以上です。

○吉田郵便課調査官 まず、本体資料の8ページをごらんになっていただけますでしょうか。

お年玉法、先ほど申し上げた法律に基づく寄附金付切手の発行状況、配分状況でございまして、ここに掲げられたガン征圧から数えて8件、これだけが対象となってございまして、動物愛護週間に関しては今回60周年が初めてということでございます。これ自体、そもそも、普通の特殊切手を発行しようと思っておりまして、環境省からまさに動物愛護の観点から重要であると、対象事業についても非常に必要なものであるということが、郵便事業会社のほうに申し入れられまして、今回特に寄附金付切手を発行することになりましたので、今までは発行してございません。

○田尻分科会長 どうぞ。

○牛尾委員 8ページの資料についてなんですけれども、この寄附金付切手の発行に関しては、何と言ったらいいのでしょうか、これはつまり民営化で初めての発行ということになるわけですか。

○吉田郵便課調査官 はい、そういうことになります。

○牛尾委員 それでは、これまでの、例えば公社とか公的な郵政事業の場合と民営化後の場

合との、こういう切手発行のルールの変更などは、今回、発行されていますけれども、民営化前と後で、ルールづくりは、結局どうなるのでしょうか。

○吉田郵便課調査官 この寄附金付切手については、お年玉付郵便葉書等に関する法律に基づいて行うものでして、民営化に基づいて会社が発行することができるというふうになっておりまして、その審査のスキーム自体は特に変わっておりません。

○牛尾委員 今後もそれに関しては、新しいルールづくりをするつもりはない、つまり民営化前のものを引きずって、このままこの件に関してはやりますよ、検討はしませんということですね、極言すれば。

○菊池企画課長 民営化になりまして、CSRとかいろいろ力を入れておりますので、基本的な法律の枠組みが変わっていないというだけで、CSRの観点から必要があれば、これは会社の判断になりますけれども、このような切手を発行していくという意味では公社時代と若干力の入れ方は違ってきているとは思いますが。ただ、いろんなところの要請なりを受けて発行するパターンが多々ございますので、その辺もCSRの一環として、会社の中で考えていかれるのかと思っています。

○牛尾委員 そうですか。

○田尻分科会長 ほかに何かご意見は。どうぞ。

○篠崎委員 よろしいですか。ちょっと先に細かい、単純なことです。

監査に応ずる義務というふうな形で書いてあるのですが、監査実施が、配分金にかかわる事業完了の翌年度に行うということになっていますね。これは中途の監査、あるいは抜き打ち監査なんていうことは、これから考えられないものなのでしょうか。

○吉田郵便課調査官 監査については、まさに配分状況を見てということですので、現時点で、特に抜き打ちをやるということを決めているわけではございませんけれども、何か問題が生じたときに、その状況にかんがみてということになるかと思えます。

○篠崎委員 そうですか。今寄附金に関して、中間に大分削除されてしまって、自分の寄附したものの何割かしか届かないということが、よくちまたで言われておりますし、こういった国民の善意を監査する姿勢というのは、きちんと示しておいたほうがいいと思うのですね。終了した翌年度で、だめだったなんてことがわかって困るわけですし、この辺を慎重に考えていただきたいと思えます。

○吉田郵便課調査官 わかりました。いただいたご意見を、会社のほうにも伝えて、今後の監査のあり方について協議してまいりたいと思えます。

○田尻分科会長 篠塚委員、どうぞ。

○篠塚委員 質問ですが、先ほど2ページで、販売率84.7%で過去になくそれなりに高かったというお話でございましたが、その販売率の向上ということに対して、積極的に何か策を打たれているかどうかという話が1点と、先ほどの8ページでございましてけれども、どれだけ販売されたかによるのでしょうかけれども、発行枚数と配分額の比率を見ますと、1,000万枚発行して4,200万というのは、必ずしも多い配分額ではないような気がするのですが、その辺につきましてお教えいただきたいと思えます。

○田尻分科会長 質問の趣旨はよろしいですか。

○菊池企画課長 はい、わかりました。今回販売率が上がったのは、やはり関係の団体が、愛護団体系の団体の方々が、精力的に買っていただいたのが、1つの大きな要因だというふ

うには聞いております。

もう1つ、発行枚数と寄附金の額でございますけれども、8ページで見ていただくとおわかりのように、寄附金の額自体が切手によって違いまして、例えば上から2番目の国際障害者年につきましては、1枚につき10円ということでございますので、その辺で配分額と発行枚数のばらつきがあるのかと思っております。

○田尻分科会長 ほかに何かございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

先ほど、委員のご発言の中にも、CSRについての民営化後の姿勢がどうなっているのかという観点からのものが、幾つかあったように存じます。少し余計なことを申し上げますが、民営化後のCSRについてどういう方針を打ち出しておられるのか、ホームページを見てもさっぱり読み取れない。しかもディスクロージャー誌を見ましても、国営時代におやりになっていたことをほとんど引きずったまま、あるいは消えたものもあるというようなことで、率直に申し上げれば前進を見ていない。むしろチェーンストア協会、コンビニの業界であります。そのほうがはるかに安心・安全の拠点としては追い抜かれてしまって、彼らのホームページを見ますと、その数字的なものも含めてきちんと公開なさっている。それだけ自信を、もう既にお持ちになっているわけですね。同じ民間企業でありながら、この姿勢の差というのはどこから来るのかという感じがいたします。CSRのご担当の部門の方とも、そういう角度から懇談申し上げましたが、率直に申し上げて、そこまで手が回ってないということもあろうかと思っておりますので、今後監督当局で、そうした観点からご指導いただければと存じます。

それでは、ほかにもしご意見がなければ、この諮問案件でございますけれども、第1040号につきましては諮問のとおり認可するということにさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○田尻分科会長 ありがとうございます。それではそのように答申することといたします。

次の案件に移らせていただきますが、次の議題の審議は議事規則第9条第1項ただし書きの規定によりまして非公開といたします。ここで傍聴者の方々、本会議室から、恐れ入りますがご退室をお願い申し上げます。

それでは、諮問第1041号から1043号、特定信書便事業の許可及び事業計画の変更の認可、信書便約款の設定及び変更の認可並びに信書便管理規程の設定及び変更の認可につきまして、総務省から説明をお願い申し上げます。

○神山信書便事業課長 信書便事業課長の神山でございます。座って失礼させていただきます。

諮問案件としましては、資料10-2、10-3、10-4とございますが、主に10-2の資料の中を二、三枚めくっていただきますと、別紙というのがございますので、その横長の資料でご説明させていただきます。

資料10-3、10-4のほうは、それぞれの事業者についての約款ないし管理規程の認可でございます。ひな形に沿っておりますので、そちらのほうは説明を省略させていただいて、資料2のほうを2枚ばかりめくっていただきますと、別紙、横長の資料がついております。裏表ございますが、1枚めくっていただきまして、裏から始まるので恐縮ですが、別紙1の裏のところでございます。申請者の概要、許可申請の概要が出ております。北のほうか

らでございます。11者から新規の許可の申請が出てきております。北のほうから概要を説明させていただきます。

武田運輸株式会社、北海道札幌市でございます。貨物運送業で1号役務、重い、あるいはかさばるものをやりたいということでございます。既存のお客様のニーズに合わせてやっていきたい、信書にも手を出していきたいということでございます。

2番、3番、4番は赤帽でございます。釧路赤帽、苫小牧、それから福島県のほうの赤帽でございます。資本金の欄には組合員からの出資金の額を書かせていただいております。主な事業形態は貨物運送業ということでございます。それぞれ1号、2号、3号、ないし1号、3号ということで申請をしてきております。既存のお客様のニーズに合わせて信書も運びたいということです。

2、3、4は赤帽関係でございます。

5番は住金鹿島総合サービス株式会社、茨城県の鹿嶋市にある会社でございますが、住友金属の100%子会社でございます。産業分類としては、鋳物の製造とかが売上高としては多いようですので鉄鋼業という分類になっております。労働者派遣とか緑化管理とかいろいろな事業をされているようでございますが、信書のほうもやっていきたいということです。貨物のサービス等もやっておりますが、信書のほうも、の会社の各事業所の巡回を、1号役務でやっていきたいということでございます。

6は株式会社直進運輸、東京の西東京市にあります会社であります。貨物運送業です。これもお客様の信書を運んでいきたいということです。1号役務でございます。

次のページでございますが、7番、赤帽の長野県のほうも、やはりお客様ニーズに合わせて申請をしてきております。出資金として791万です。

8番は株式会社ウィングスマルコー、京都の会社でございますけれども、貨物運送業でございます。これもやはりお客様のニーズに合わせてやっていきたいということです。一部京都のほうのの信書、も信書でございますので、それを運ぶという業務を期待しているようでございます。

9としまして広島総合警備保障。ALSOKは地域あるいは県別に分かれております。広島総合警備保障、ALSOKが、今回やりたいということでございます。主な事業は警備業ということで、の信書もにあわせて運んでいきたいということでございます。

10番はNPO法人どんぐり村、熊本県上天草市でございます。前回は出ましたけれども、九州でNPO法人は結構信書のほうに入ってきておまして、これもそういう意味で九州の熊本でございます。障がい者福祉事業ということで、クッキーの販売ですとかリサイクル品の販売等を行っている、それにあわせて何らかの足しに信書便を運んでいきたいということでございます。の定期巡回業務を、地方自治法の関係でいうと障がい者団体は随意契約でできるということで、年度の途中からでもでもやらせてみたいということもあって、1号役務ということで申請してきております。

11番、株式会社タイムス発送、沖縄の会社でございます。沖縄タイムスの関連会社でございますが、貨物だけではなくて、の信書も運んでいきたいということで、申請が出てきております。

全体的には赤帽が4つ、[]の定期巡回便の方が住金鹿島とタイムス発送の2つ、NPO法人が1つ、ALSOKグループが1つ、鉄鋼業1つというのがございますけれども、ほかは貨物運送業という形態になっております。赤帽につきましては、全国で赤帽は51組合ございますけれども、ここの4つを加えまして、今回ご承認いただければ30組合が許可済みということになります。ネットワークを土壌に広げてきているということでもあります。年度の途中ですけれども、結構実需に基づいた申請かなと思っております。

1枚めくっていただきまして、新規に加えまして変更ということで、1つ赤帽首都圏がございます。これも[]に向けてということだと思います。3号役務のほうを追加したいということです。それから、下の株式会社デリバリーサービスという貨物運送業ですが、これが運送の手段として二輪自動車等を加えたいということで申請してきております。

次のページでございます。4ページでございますが、引き受け及び配達の方法がちゃんと明確に明記されているかということでございますが、すべての事業者について、引き受け、配達につきましては明確に明記されているということを示しております。

1枚めくっていただきまして、5ページ、6ページでございます。収入の前提として、ちゃんと信書の取扱見込みがはっきりと明記されているか、配送体制は明記されているかという資料でございます。5ページの上、これはすべて一々説明しませんが、例えば武田運輸でございますと、北海道のほうで1号役務をしていきたいということで、お客様としては[][]会社の、主に本社と北海道内の店舗の[]を入れました信書を運んでいきたいということで、利用見込み通数は月数としては[]ののですが、[]でかさばるらしいのですが、月としては[]通というような形でございます。配送員数、配送車両が[]なっておりますのは、貨物との兼ね合いでやっておりますので、見かけ上は[]なっておりますのでございます。

2番、3番、赤帽関係について、配送は組合員等に委託しているという形で、利用見込み通数のほうはそれぞれのニーズに合わせて出しているということです。

それから、前回、篠塚委員からご指摘あったと思うのですが、巡回何コースということについても利用見込み通数を書いておいてくれないかということでございましたので、例えば5番の住金鹿島総合サービス、これは[]の定期巡回便を担うということでございますが、[]日巡回は[]コースということでございますが、利用見込み通数としては月[]通くらいということでございます。逆に下の6番の直進運輸等は、巡回コースで利用見込み通数が、[]に比べたら[]でございますが、まとめて信書を運んでいくということで、実際は[]ようなことを言っておりました。

それから1枚まためくっていただきまして、その後は省略させていただきます、7ページのほうでございます。2号役務については、3時間以内にちゃんと運べるのかという審査がございます。赤帽釧路と苫小牧が、2号役務について申請していらっしゃいます。それぞれ釧路市、苫小牧市につきまして「a. 引受時間」と「b. 配達時間」、配達時間については先方の実測と、私どもがATISというシステムで計測したもので、aとbを足しても180分におさまっているということで妥当だと思っております。

次の、事業収支がちゃんとしているかということでございますが、8ページでございます。これも1つ1つ細かくは説明しませんが、例えば武田運輸、1番でございますと、初年度は9月から始めるということで7カ月分、翌年度はフルの12カ月分ということで信書便の収

入は上がってきて、何とか利益のほうは確保できますということです。②として当期純利益ということで、会社全体としての見込みも出させてもらっております。事業収支の算出方法はそれぞれ利用見込み額を直課したり、支出については収入比率等で配賦をしたり、それぞれの会社のほうで配賦の方法を明確にしております。額的に一番多そうなのは、4の赤帽福島県。例えばフルでいきますと、翌年度という欄ですが、信書便事業収入でいうと [REDACTED] ということで、お客様としては [REDACTED] ほかが見込まれるということでございます。

1枚めくっていただきまして、9ページでもやはり同じように収入が続きますが、一番少ないのがNPO法人どんぐり村。 [REDACTED]

[REDACTED] で運んでいくような形だと聞いております。

10ページでございます。資金計画、当初の資金繰りは大丈夫なのかというのが10ページでございますが、純資産の額、資産から負債を引いた額はすべてプラスになってきております。事業開始に要する資金というのは、人件費でいえば初めの2カ月分、賃借料であれば1年分といったものを先方から申請してきてもらっております。資金の調達としては、全額が自己資金で大丈夫だろうということです。

ただ1点だけ、6番の直進運輸でございますが、これは前のページと比べていただくとわかるのですが、直進運輸さんは、資本金は1,800万でございます。純資産が [REDACTED] ということで、 [REDACTED] にはまだなっていないのですが、 [REDACTED] という状態になっております。

[REDACTED] ということで、大丈夫かなと思っております。 [REDACTED]

[REDACTED] なお信書のほうでは、大きなお客様として、直進運輸は [REDACTED] 会社の巡回便を受けられる見込みということでございます。

以上でございますが、何ページかめくっていただきまして、裏側になって恐縮なんですけど、13ページ、縦長で、今回の11業者、私どもとしては新規11、変更2は適当だと思っておりますが、その11業者を加えますと特定信書便全体で331となります。13ページの下のほうに主要業種別ということで書かせていただいておりますが、相変わらず貨物運送業が多うございますが、警備業、ALSOK、障がい者福祉事業がNPO法人どんぐり村、それから鉄鋼業というのが加わりまして、331というような形になってきております。

以上でございます。よろしく審査のほどお願いします。

○田尻分科会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、どうぞご自由にご発言いただければと存じます。どうぞ。

○篠塚委員 質問でございます。ちょっと一般的な質問で申しわけないんですが、毎回それぞれ個別に提案があり審議されるものというのは、あまり問題がないのではないかと思います。全体といたしまして、先ほどの13ページにありますように331事業者ですか。この数というのはトレンドとして飽和傾向なのか。やめておられるところもあるようですけども、何か申請があるごとに、個別にいいです、いいですとやっていく審議が、正しいの

かどうか。考え方だけお教えいただければ。こんな際限なく増えるのも変なような気もしませんし、それが常識かもしれませんし、ちょっとお教えいただければと思うのですが。過去の傾向です。

○神山信書便事業課長 審議については法令上個別にお願いせざるをえないのでご理解をお願いします。説明のほうはできるだけ簡潔にさせていただきます。他方、今回資料にはついていないのですが、平成15年から徐々に業者の数、売上高、取扱通数は増えてきてございます。今集計している最新のものが平成20年なんですけれども、たしか売り上げで35億円、取扱通数で425万通ということで、徐々ながら、郵便会社に比べれば全然大きさは違うんですが、増えてはきています。21年度の集計を、今しております、21年度の集計も、次回の分科会するときにもご希望でしたら、ご説明させていただきますが、昨年度も少し増えてきている形だと思います。

特に3号役務、1,000円以上のもの、電報類似等ございまして、そこが売り上げ、取扱通数が増えてきています。1号役務については、大きくてかさばるけれども、あまり今、実入りが少ないということだと思っておりますが、多少伸びが鈍化しています。2号役務はバイク便業者が中心ですが、あまり伸びが期待できず、まあ、このくらいかなと思います。1号役務に戻ると、大きな市町村のほうでの定期巡回便がもう少し増えてくる。あとアンケート調査を昔やったときに、たしか100弱だったと思っておりますが、1号の定期巡回便を検討しているような公共団体がありましたので、伸びていったとしても現在の278プラス100、ちょっと個人的な見解になりますけれども、そのくらいかなと思います。

今、ご案内のように特定信書でございまして、範囲がかなり限られておりますので、この範囲の中では、3号で電報類似というのが、今後、前々回のソフトバンクではないですけれども、そういったものがあれば多少まだ少し増えていくかなということが、あると思いますが、伸びるにしても、伸び方は少しずつ減っていくのかなと個人的には思います。

○田尻分科会長 ありがとうございます。ほかに何かございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

特にご意見がないようでございましたら、諮問第1041号から1043号につきまして、諮問のとおり許可及び認可することが適当である旨、答申させていただきたいと存じますがよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○田尻分科会長 ありがとうございます。それではそのように答申することといたします。

以上で本日の予定されております議題は終了いたしておりますが、委員の先生方から、もし何かこの際ご発言ございましたら、お伺い申し上げます。どうぞ、牛尾委員。

○牛尾委員 実はおとといだと思っておりますけれども、皆様のおうちのメールボックス、郵便箱にも、こういうペライチが入っていたと思うのですけれども、私の自宅にこれが入っていたのです。日本郵政からのおわびとお知らせということで、今回のゆうパックに関してのおわびと、業務が正常化したというような内容の、こういうお知らせが入っておりました。

今日、先ほどの特殊切手発行のときも、新しいルールづくりは検討されないのですかというようなことを申し上げましたし、このゆうパックの問題もそうなんですけれども、確かに非常に経営形態が変わられて大変だとは思っておりますけれども、何て言うんでしょう、私の感覚的な物言いで申しわけないんですが、やはり経営の仕方に違和感を感じるんですね。つま

り民間企業としてやっているにしては、あまりにもずさん。特にゆうパックの場合は、ペリカン便との統合もございましたけれども、かなりずさんで、これが民間企業だったら、多分このペライチでは、はっきり言って済みません。

ですから、例えば起こしたことの問題もそうですけれども、それに対してのフォローにしても、これではあまりにひどいんじゃないかなと。冒頭に郵政行政部長のほうから、これからきちんとというお話をいただいたんですけれども、ぜひとも、しつこくなるかもしれませんが、これを契機といたしまして、もう一回経営のあり方なり組織のあり方をきちんと見直していただきたい、二度とこういうことが起こらないようにしてほしいと思っております。

○田尻分科会長 ありがとうございます。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 今のお話に若干関係いたしますけれども、先ほど福岡部長から、最近の事例についていろいろ報告を求めるという話があって、それはそれでやっていただきたいと思うわけですね。

信書便事業のサービスの水準でございますけれども、これは今、全体としてよくなっているのか悪くなっているのか。民間企業でありますと、自分のところの会社のサービスの水準、ベクトルが上のほうに向いているのか、下に向いているのか、あるいはお客さんの声を聞くとか、さまざまな指標によってそれを自分で評価するのがまずあって、不祥事というのはもっと論外のことであって、直すのは当たり前ということですね。私が言いたいのは、信書便事業のサービスに低下がないかということですね。

これも印象的なことでございますが、私どもは、実は大阪に妻子がいて単身赴任で東京に来ている人間が結構多い会社でして、郵便が東京・大阪間で、以前ですと大体翌日着いたんですね。ところが最近、例えば奥さんから来る手紙が1週間ぐらいたって来るとか。印象的な話で統計をとっているわけでもございませんのでわかりませんが、そのあたり、やはり民営化したとはいえ、当分今の体制が続くということを前提にしますと、信書便については事実上独占になっているわけありますので、サービスの水準について自分でちゃんと測定する手法を打ち立てて、それをしかるべきところで公表するというようなことを、ぜひ総務省も指導していただきたいと思っております。そこがありませんと、日本の郵便事業に対する、あるいは信書便事業に対する信頼が非常に危ういところにあると思っておりますので、よろしくお願ひしたいということでもあります。

○田尻分科会長 ありがとうございます。

ほかに。

○篠崎委員 よろしいですか。

○田尻分科会長 篠崎委員、どうぞ。

○篠崎委員 先ほど部長の福岡さんのほうからあいさつということで、ゆうパックのトラブルの件その他、最近の郵政行政に関するお話をいただいて、よかったのですけれども、これを着任のあいさつということではなくて、こういったことを、やはりこの分科会に報告していただくように、これからしていただけないでしょうか。いろいろ諮問するだけではなくて、そういったことを話し合っていける必要があるのではないかなと、つくづく思います。

ゆうパックを、私は随分使っていたのですが、大変忙しそうなので、このところ全く使っ

ておりません。営業は随分一生懸命やっているようなんですよ。近くの郵便局がわざわざ来まして、お中元をやってくださいと。でも、ああいうトラブルになると、ぱたっとやんでしまう。それがどうなっているのか、その辺のことをきちんこの審議会の分科会に、あいさつの中の1つではなくて、これからは報告していただけるほうがよろしいのではないかなと思います。

それからもう1つですけれども、ここは郵政行政分科会なんです、情報通信のほうと一緒に審議会ですね。名前が。ですから、あまり縦割りにしないで、あと1年だということで、地デジのPRはすごいですが、スカイツリー、あの辺の工事の進捗状況、あるいは何か問題があるのか、そういったところは、審議会のメンバーとしては郵政分科会には属しておりますけれども関心がありますし、一般の国民にあれだけPRするのですから、我々にも少し周知していただけたらいいかなと思います。私は大変現場主義なものですから、書面その他で納得するよりは、現場に実際行って見てみたい。できましたらスカイツリーの進捗状況その他の視察会でもやっていただけると大変ありがたいなと思います。

以上です。

○田尻分科会長 ありがとうございます。ほかにございせんか。どうぞ、部長。

○福岡郵政行政部長 ただいま篠崎委員、高橋委員、牛尾委員はじめ、まず今の郵政グループのサービスに係る、あるいはそれに対する総務省の監督のあり方につきまして、大変貴重なご意見、ご示唆をいただいたと思っております。

私自身も着任早々のあいさつの中で、郵政グループの不祥事のことをお話ししなければいけないということ自体が、大変残念と思っておりますし、当然のことながら、まずは民間企業としての日本郵政各社が、お客様、もちろん今でもモニター制度等があるわけですので、いろんなお客様の声を聞いておりますし、それに対しましてみずからどう対応していくかということに取り組んではいるわけですが、それに対する国民、利用者の声、それを代表するような形で今日の委員の先生方からの声といったものとの認識のそごみみたいなものを埋めていく努力を、私どもはしなくてはいけないと思っております。

それで、具体的には先ほど申し上げましたように、今まさにいろいろな諸問題についての郵政グループからの報告を、これからいただくところですので、それを取りまとめました後に、それが一定の取りまとめができました段階での機会に、そういったことにつきまして、また私どもの取り組みにつきましても、ご報告をさせていただければと、まず考えております。私どもの所管の郵政の関係につきましては、そのようなことで、今後取り組まさせていただきたいと考えております。

スカイツリーの話は、ちょっと私自身がここで答えできませんので、申しわけございませんが、以上です。よろしく申し上げます。

○田尻分科会長 ありがとうございます。ほかにないようでしたら、事務局のほうから何かご連絡ございますか。どうぞ。

○山中国際企画室課長補佐 国際企画室の課長補佐をしております山中と申します。人事異動の関係で、新しい国際企画室長が8月1日発令ですので、僭越ながら私のほうからご説明させていただきます。

お手元の資料の一番最後に、資料番号はつけてはございませんが、主要各国における郵便事情についてという横の資料がございますので、ごらんいただければと思います。前回の審

議会で、本日もご欠席でいらっしゃいますが、神津委員のほうからご指摘がございまして、諸外国の郵便物の取扱物数の推移とそれに係る各国の取り組みはどうなっているかということで、本日もご報告させていただきたいと思っております。

まず、資料の1ページ目、2ページ目をごらんいただきたいと思うのですが、ここで諸外国、英米独仏、そして日本の通常郵便物の取扱物数の推移というものをごらんいただきたいと思っております。アメリカのほうは圧倒的に通数が多いですので、2ページ目に別に記載しております。全体的なトレンドとしましては、ご案内のとおり、電子メールの普及等もございまして、減少、低減傾向になっております。特に2007年から2008年にかけては減少幅が大きくなっています。ドイツだけは増えており、これはなぜかというのは分析できかねているところなのですが、ほかの各国につきましては、2008年のリーマン・ショックの影響が大きいのかと考えております。

それで、こういう低減傾向にある郵便物の取扱物数について、各国がどういうふうな取り組みをしているかということでございまして、それが3ページ目から最後の6ページ目までに記載してございます。詳しい内容は点線の括弧書きの中をごらんいただければと思うのですが、まとめて申せば、やはり各国ともアクセスポイントをそもそも増加させるということですか、郵便料金の割引制度を新たに導入する、あるいは営業時間とか集配時間を延長する、さらにはインターネットと組み合わせたサービスを導入するといった手法を用いて、取扱物数の減少に対して対応しているような状況でございまして。

簡単ではございますが、以上です。

○田尻分科会長 ありがとうございます。ただいまのご説明、何かご質問ございますか。よろしゅうございますか。

それでは以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

次回の日程につきましては、また確定いたしましたら、事務局からご連絡を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

本日はどうも長時間ありがとうございました。

閉 会